

みなし通所リハビリテーション
みなし介護予防通所リハビリテーション
事業運営規程
『 関西医科大学 くずは病院 』

(事業の目的)

第1条 学校法人関西医科大学が設置する関西医科大学くずは病院（以下「事業所」という。）において実施する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 8 前7項のほか、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設

備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年枚方市条例第48号)、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成25年枚方市条例第49号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 関西医科大学くずは病院
- (2) 所在地 大阪府枚方市楠葉花園町4番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名以上

- (2) 理学療法士等 5名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

- (3) 介護職員 8名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- (4) 管理栄養士 1名 (常勤兼任 1名)

栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

- (5) 事務員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供時間は、
1単位 9時30分～15時40分 6時間10分

2 単位 9 時～16 時 35 分 (7 時間 35 分 うち 1 時間 5 分 15 回実施)

(4) 延長サービス可能時間帯 なし

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用定員)

第 7 条 事業所の利用定員は、下記のとおり とする。

1 単位目 50 名

2 単位目 10 名 (15 回実施)

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容)

第 8 条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練

(2) 入浴 (一般浴)

(3) 食事の提供

(4) 健康チェック

(5) 送迎 など

2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画書 (介護予防通所リハビリテーション計画書) を作成するとともに、通所リハビリテーション計画 (介護予防通所リハビリテーション計画) の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なりハビリテーションを提供する。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の利用料等)

第 9 条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号) によるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額 (月単位) とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号) によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の送迎を行った場合は、片道 500 円とする。

- 4 食事の提供に要する費用については、700円(おやつなし 580円)、一部ソフトドリンク 1杯あたり50円を徴収する。
- 5 おむつ代については、150円、リハビリパンツ 180円、パット 90円を徴収する。
- 6 その他、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 7 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、大阪府枚方市の区域、京都府八幡市の区域(枚方市、八幡市ともに事業所より半径4km以内)とする。通常の実施地域は以下とする。

枚方市

磯島北町、上野、宇山町、宇山東町、小倉町、小倉東町、甲斐田新町、片鉾東町、片鉾本町、上島町、上島東町、北片鉾町、北楠葉町、北船橋町、北山、楠葉朝日、楠葉丘、楠葉中之芝、楠葉中町、楠葉並木、楠葉野田、楠葉花園町、楠葉美咲、楠葉面取町、車塚、交北、高野道、黄金野、御殿山町、下島、招提北町、招提田近、招提中町、招提東町、招提平野町、招提南町、招提元町、長尾家具町、渚内野、渚栄町、渚西、渚東町、渚本町、渚南町、渚元町、西招提町、西船橋、西牧野、東船橋、東牧野町、東山、樋之上町、船橋本町、牧野北町、牧野阪、牧野下島町、牧野本町、町楠葉、南楠葉、南船橋、三栗、養父丘、養父西町、養父東町、養父元町

八幡市

男山石城、男山泉、男山金振、男山香呂、男山笹谷、男山指月、男山竹園、男山長沢、男山八望、男山松里、男山美桜、男山雄徳、男山弓岡、男山吉井、西山足立、西山丸尾、西山和気、橋本愛宕山、橋本石ヶ谷、橋本意足、橋本糸ヶ上、橋本浄土ヶ原、橋本栗ヶ谷、橋本興正、橋本米ノ尾、橋本塩釜、橋本新石、橋本堂ヶ原、橋本狩尾、橋本中ノ池尻、橋本西刈又、橋本西山本、橋本東刈又、橋本東浄土ヶ原、橋本東原、橋本東山本、橋本向山、橋本平野山、橋本焼野、八幡安居塚、八幡植松、八幡大芝、八幡長田、八幡柿ヶ谷、八幡柿木垣内、八幡神原、八幡河原崎、八幡北浦、

八幡御馬所、八幡式部谷、八幡清水井、八幡城ノ内、八幡菖蒲池、八幡隅田口、八幡千束、八幡園内、八幡月夜田、八幡土井、八幡東林、八幡中ノ山、八幡馬場、八幡平谷、八幡広門、八幡福祿谷、八幡松原、八幡山路、八幡山下、八幡山柴、八幡山田、八幡山本、八幡吉野、八幡吉野垣内、

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は指定通所リハビリテーション〔介護予防通所リハビリテーション〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

- 2 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。
 - (4) 指示に従わないと判断したときは、サービスの中止を伝える場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第13条 事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する

者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年4回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人関西医科大学と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。